

《条件により加算されるもの》

初期加算	入居から30日間又、30日を超える入院の後、施設へ戻られた場合	1日につき 30円
入院時費用	入居者が入院された場合、所定単位数に変えて算定。但し、入院の初日及び最終日は除きます。（月に6日を限度）	1日につき 246円
口腔・栄養スクリーニング加算	入居時また、利用中6月ごとに入居者の栄養状態について職員が確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	1回あたり 20円
退居時相談援助加算	入居から1月を超える入居者が退居した場合に退居後のサービス等の相談援助を行った場合。退居後2週間以内に情報提供を行った場合。	1回につき 400円
退居時情報提供加算（Ⅱ）	医療機関へ退居する場合に医療機関に対して情報提供をした場合	1回につき 250円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に対して特性やニーズに応じたサービスを行った場合	1日につき 120円
看取り介護加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (2) 死亡日以前4日以上30日以下 (3) 死亡日の前日及び前々日 (4) 死亡日	1日あたり 72円 144円 680円 1,280円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が全体の50%以上。認知症介護実践リーダー研修の修了者を必要人数配置している場合	1日あたり 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（Ⅰ）の条件を満たし、事業所全体に対して認知症ケアの指導を実施。介護、看護職員事の認知症に関する研修計画を作成し、実施または実施予定の場合	1日あたり 4円
科学的介護推進体制加算	入居者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、また、サービスの提供に当たって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	1月につき 40円